

堺環共第1015号
平成16年2月6日

大阪府知事
齊藤房江様

堺市長木原



ノボパン木屑リサイクル事業に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

ノボパン木屑リサイクル事業に係る環境影響評価の実施にあたっては、当該事業に
係る環境影響評価方法書に記載されている内容を適正に実施するほか、環境影響評価
準備書の作成にあたっては、下記の事項について事業者の対応が必要である。

記

1 全般的な事項

○ 事業計画について

本事業所は、工業専用地域に立地しているもの第1種住居地域に近接してい
ることなどから、周辺の環境特性や立地特性を踏まえ、環境の保全に配慮した事
業計画とすること。

○ 補助ボイラーの設置について

補助ボイラーの設置については、焼却炉の稼働率等から必要と判断される時点
で決めるとしているが、予測の時期は環境への影響が最も大きくなると考えら
れる時期を原則としていることから、予測にあたっては、補助ボイラーの稼動を
環境影響評価要因に含めるなど、事業による環境影響を過少に予測するがな
いよう適切な予測条件を設定すること。

2 大気質

○ 大気汚染物質の排出について

ダイオキシン類については、排出濃度が規制値と同じとしていることから、建
設時点において最新技術の導入が可能となるよう、除去効率の向上等について調
査・検討すること。

- 粉じんについて

粉じんについては、破碎機及びスクリーン等を設置する建設発生木材等置場、燃料チップサイロの投入口等から粉じんの発生が考えられることから、その対策について検討するとともに、これまで住民からの公害苦情として処理された経緯を加味し、工場全体の粉じん対策についても強化すること。
- 特殊な気象条件における予測について

上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ等の特殊な気象条件における予測については、現地調査結果を踏まえ設定するとしているが、予測にあたっては、実績のある予測モデルを可能な範囲で複数使用するとともに、安全側の予測値が得られるよう気象条件等のパラメータを設定するなど、予測の不確実性に十分配慮すること。
- 二酸化窒素について

対象事業実施区域は、二酸化窒素濃度が環境基準にぎりぎりであることから、高濃度発生日における日平均値の寄与濃度を考慮して年平均濃度や日平均値の98%値を予測し、環境基準との整合について検討すること。
- 調査地点について

大浜北公園を調査地点とすることについては、阪神高速道路湾岸線及び府道大阪臨海線が近傍に位置しており、自動車からの影響が大きいことが予想されることから、具体的な調査ポイントの設定にあたっては、十分配慮すること。
- 高層気象の調査について

高層気象の調査にあたっては、調査の時期を適切に設定するとともに、気圧配置や地上観測データに基づき調査した気象条件の代表性について確認すること。
- レンタルボイラーについて

レンタルボイラーの選定にあたっては、都市ガスの採用等、環境の保全に十分配慮するとともに、必要に応じて工事の実施時の環境影響評価要因に含めること。

3 水 質

- 排水対策について

対象事業計画地は、閉鎖性の強い大阪湾臨海部の埋立地であり、堺泉北港港湾区域の北側に位置していることから、現状の水質汚濁物質排出量の一層の低減を図るため、汚濁物質除去率の向上等について調査・検討し、適切な排水処理施設を

導入すること。

○ 濁水対策について

工事中における濁水の発生については、対象事業計画地外へ流出することがないよう万全な濁水対策を講じるとともに、監視体制及び異常が認められた際の適正な処理方法について検討し、準備書に記載すること。

4 騒音・振動・低周波音

○ 調査地点について

大浜北公園を調査地点とすることについては、阪神高速道路湾岸線及び府道大阪臨海線が近傍に位置しており、自動車からの影響が大きいことが予想されることから、具体的な調査ポイントの設定にあたっては、十分配慮すること。

5 悪臭

○ 悪臭対策について

悪臭については、これまで住民からの公害苦情として処理された経緯があることから、悪臭の発生源となる施設の環境保全対策について調査・検討し、適切な排出抑制対策を講じること。

6 景観

○ 歴史的・文化的景観について

旧堺港周辺地区は、歴史的な価値が高い地区であることから、歴史的・文化的景観を環境影響評価項目とし、調査、予測及び評価すること。

○ 冷却塔白煙について

気象条件によっては冷却塔白煙の発生が考えられることから、景観の予測及び評価にあたっては、必要に応じて冷却塔白煙についても考慮して行うこと。

7 地球環境

○ 温室効果ガスの排出について

温室効果ガス排出については、CO₂のみならずN₂O等についても排出状況を把握・評価し、必要に応じて環境影響評価項目に選定し、予測及び評価するとともに、排出対策についても準備書に記載すること。